2　前項の届出書には、法第十二条第四項の期間の開始の日から廃止の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による届出を受けた場合は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。

（施行管理方針の確認の取消し）

第五十二条の八　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十二条第一項第一号の確認を取り消すことができる。

一　施行管理方針が第四十九条の三の基準に適合しなくなったとき。

二　施行管理方針の確認に係る土地が第四十九条の四及び第四十九条の五に規定する要件に該当しなくなったとき。

三　土地の形質の変更をした者が法第十二条第四項の届出を行わなかったとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消した場合は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第五十三条　法第十二条第五項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

（削る）

一　土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。）の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　第五十八条第五項第十号又は第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ　第五十八条第五項第十二号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

二　前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

三　形質変更時要届出区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

四　土地の形質の変更を行った後、法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

（土地の形質の変更の例外）

第五十三条の二　自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該自然由来等土壌が当該他の自然由来等形質変更時要届出区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

（新規）

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第五十三条　法第十二条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置を講ずること。

二　土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　第五十八条第五項第九号又は第十号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ　第五十八条第五項第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

（新規）

（新規）

三　土地の形質の変更を行った後、法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

（新規）